

(別 紙)

蒲情審答申第59号

(諮問第56号)

件名：平成19年度における公用車の交通事故に起因して、蒲郡市が支出した事例について抽出した歳出執行状況照会の一覧のCSVデータの非公開決定（文書不存在）に関する件

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、「平成19年度における公用車の交通事故に起因して、蒲郡市が支出した事例について抽出した歳出執行状況照会の一覧のCSVデータ（以下「本件対象文書」という。）」について、不存在を理由として非公開としたことは妥当である。

1 異議申立てに至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年5月12日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、本件対象文書の公開の請求を行った。

(2) 公文書の特定及び処分

実施機関は、申立人の請求の内容を、平成19年度における公用車の交通事故に起因して蒲郡市が支出した事例について、実施機関が管理する財務会計システムによって抽出した歳出執行状況照会の一覧のCSVデータと解し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を申立人に平成25年5月24日付けで通知した。

(3) 異議申立て

申立人は、本件処分を不服として、平成25年6月3日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 本件処分には、「公開しないこととした理由」が明白に記載されておらず、通知の手續に不備があるから、処分は取り消されなければならない。

イ 本件対象文書については、平成25年3月29日に有効な情報公開請求書が

情報公開の総合窓口に到達したものであるにもかかわらず、受付を拒否されたため、期日を置いて請求したところ、文書を保有していないとして非公開決定とされた。

ウ 受付を拒否された事実自体が違法不当である。

エ 平成25年3月29日には存在した文書が役所の都合で受付がされず、受付がなされるまでに期日が経過し、請求対処文書が破棄されたという事情は社会通念上許されないものである。

オ 実施機関の本件処分の理由は、「A. 平成25年4月1日時点において、申立人による適正な情報公開請求がなされていない。B. Aにより、平成25年5月12日付けの請求の対象となる文書は、蒲郡市文書取扱規程（平成元年蒲郡市訓令第3号）に基づき、平成25年3月31日で保存期限満了のため、保有していない。」ということである。

カ 情報公開の総合窓口である行政課が平成25年3月29日付けで行った請求に対して行った補正指示は、蒲郡市行政手続条例（平成9年蒲郡市条例第2号）第2条第6号に規定される行政指導に該当する。

キ 同条例第7条では、「行政庁は、…申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、…当該申請の補正を求め、…」と規定されている。

ク 今回の補正指示においては、「申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」である旨の記載が一切なされておらず、悪質である。

ケ 補正指示には、「平成●●年●月●●日付けの蒲郡市長への一連の情報公開請求は、市に対する業務の妨害、停滞するような請求でないか懸念されます。蒲郡市情報公開条例が予定している請求権の行使を超える害意ある請求、本条例の目的に反する請求は認められません。…」とあるが、条例においては、「何人も」請求できることとされている。

コ 本件においては、財務課のみが担当する事務であって、請求書に問題がなかったのであるから、行政課が補正指示をすることは、蒲郡市行政手続条例第30条の「行政指導にあつては、…いやしくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならない」の部分に明白に違反する。

サ 結局のところ、実施機関の説明する「適正な請求がなされていない」とする事実は存在しない。

シ 審査会が過去に発出した、実施機関が申立人の請求を権利濫用として却下したことを妥当とした蒲情審答申第32号は、本件処分に影響があるものと考えられるが、これは悪文であり、不正義である。

ス 権利濫用を理由として情報公開請求に係る異議申立てを却下している事例

があるが、それは、事務処理自体がいつ終わるかわからないほどの「超」大量請求であるものであり、申立人の事例とは事案の性質が全く異なる。

セ 蒲情審答申第32号のような事例が裁判例として採用された事例は見当たらない。

ソ 蒲郡市文書取扱規程第25条第2項には、「保存年限の満了した文書で、なお保存の必要があると認めたときは、更に期間を定め継続保存することができる。」とあり、本件対象文書の請求が平成25年3月29日に行われた時点で、当該規定に該当することは明らかで、平成25年4月1日以前に実施機関に保全義務が生じていることから、廃棄が違法・不正行為である。

3 実施機関の説明

実施機関が、理由書で主張している理由は、次のとおりである。

平成25年4月1日時点において、申立人による適正な情報公開請求がなされていない。また、本件対象文書は、蒲郡市文書取扱規程に基づいて平成25年3月31日で保存年限が満了している。

したがって、公開の請求に係る文書を保有していない。

4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求時に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

当審査会は、本件対象文書の存否について双方の主張する内容を踏まえて次のとおり検討した。

(1) 本件処分 of 経緯について

双方の主張によると、申立人が平成25年3月29日付けで実施機関に対し本件対象文書の公開の請求を行ったところ、実施機関は補正指示により受付を拒否し、その後平成25年5月12日付けで申立人による本件対象文書の公開の請求が行われたが、この時点で、本件対象文書の保存年限（平成25年3月31日）を過ぎていたため、実施機関は本件対象文書を既に破棄していたことから、本件処分が行われている。

当審査会において、実施機関から提出された補正の経緯等に係る資料を確認したところ、次のとおりであった。

ア 申立人は、平成25年3月29日付けで、実施機関に対し本件対象文書を含む93件の文書について公文書の公開請求をした。

イ 実施機関に属する総務部行政課（情報公開総合窓口）は、平成25年4月4日付けで、アの請求を条例が予定している請求権の行使を超える害意ある請求、条例の目的に反する請求として、公開の請求が必要か検討のうえ、限定して請求するよう通知した。

ウ これに対して申立人からの応答はなく、申立人は、平成25年5月12日付けで、アの請求のうちから本件対象文書に限定し、改めて公開の請求を行った。
エ 実施機関は、これを受理し、本件対象文書が存在しないことから、平成25年5月24日付けで本件処分を行った。

(2) 本件対象文書の存否について

当審査会が、当審査会の事務局職員をして本件対象文書の存否を確認させたところ、当該文書は実施機関によって廃棄された経緯が確認され、当該文書の存在は認められなかった。

また、本件対象文書の実施機関における保存年限を蒲郡市文書取扱規程第8条第2項の規定による文書分類表から確認したところ、5年であることが確認できた。この保存年限と本件対象文書の公開の請求がされた時点（平成25年度）を考慮すると、平成19年度の文書については、実施機関によって廃棄されることとなる。

結果として、「本件対象文書は保存年限（5年）が満了しており、（本件対象文書が廃棄されたことにより）本件対象文書が不存在である」とする実施機関の主張は、事実として認定できる。

なお、本件異議申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、当審査会が本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が保存年限（5年）の満了により本件対象文書を廃棄したこと、及び本件対象文書が不存在であること的事实を、当審査会が認定するか否かによって決定することになる。

よって、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められる。

5 申立人のその他の主張について

申立人は、異議申立書及び意見書においてその他諸々主張をしているが、いずれも本件の審議とは直接の関連はなく、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成25年 6月17日	実施機関からの諮問（総務部財務課）
平成25年10月 2日	実施機関から理由書收受
平成25年10月29日	申立人から意見書收受
平成26年 1月24日	審議
平成26年10月17日	事務局による報告
平成27年 6月18日	審議
平成27年11月20日	審議及び答申の検討

※本件は、申立人からの口頭意見陳述の希望はなかった。